（国の安全に係る措置の修正の届出等）

第四条の四　令第四条の四第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（国の安全に係る措置の変更の届出等）

第四条の五　令第四条の五第一項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第十九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

2　第三条第十一項の規定は、前項に規定する届出書について準用する。

（報告の徴収等）

第四条の六　令第四条の八第三項に規定する主務省令で定める手続は、報告書を提出する場所、提出する報告書の通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手続とする。

2　財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十九条の二第一項の規定により報告を求めるときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

3　令第四条の八第八項の規定に基づき法第二十九条の二第四項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十一による通知書を、財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

4　令第四条の八第九項第二号に規定する主務省令で定める議案は、第二条第四項各号に掲げる議案とする。

（技術導入契約の締結等の届出等）

第五条　［略］

2　令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第二十二による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。

3　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第十一項ただし書の規定を準用する。

4　令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第二十三による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第十二項後段の規定を準用する。

（対内直接投資等及び特定取得の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行った同表の第三欄に掲げる業種又は法人に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等又は特定取得を行った日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

（技術導入契約の締結等の報告）

第六条の三　令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第三十七による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（技術導入契約の締結等の届出等）

第五条　［同上］

2　令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第七項後段の規定を準用する。

3　財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

4　令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。

（対内直接投資等及び特定取得の報告）

第六条の二　令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行った同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等を行った日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

（技術導入契約の締結等の報告）

第六条の三　令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第十八による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。